

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 富士建設工業株式会社

業者の住所 : 福岡県柳川市東蒲池 2 9 6 - 1

2 指名停止の期間 : 令和 4 年 1 月 26 日～令和 4 年 3 月 8 日 (6 週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

4 事実概要

当該業者は、平成 30 年 10 月ごろ、福岡県柳川市において施工した民間工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体制台帳等を作成した。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 3 年 12 月 10 日に福岡県知事より 7 日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 2 第 13 号 (下記参照) に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041 (直通)